

技術・家庭科 2 - 2 - 1 時代をいかに乗り切るか  
——パラダイムの解体と具体的手段——

筑波大学附属駒場中・高等学校 技芸科

市川 道和

# 技術・家庭科 2-2-1 時代をいかに乗り切るか

——パラダイムの解体と具体的手段——

筑波大学附属駒場中・高等学校 技芸科

市川 道和

## 1. 教育課程審議会答申への反応

昨年10月に教育課程審議会が中間まとめを発表して以来、技術・家庭科の教員および関係者には様々な反応が巻き起こっている<sup>1)</sup>。中でも最大の関心事は、本教科がこれまでの2-2-2~3から、2-2-1となる点である。この2-2-1とは、言うまでもなく教課審が答申した新教育課程にある、週あたり授業時間数(必修分)が、中学1年で2時間、中学2年で2時間、中学3年で1時間となることを意味する。中学3年の授業が、週あたり2~3時間から1時間へと削減されるため、3年間の総授業時間数では、これまでの210~245時間が一挙に175時間へと減少する。そして本教科は、やはり技術と家庭で別個にとらえられることが多く、技術担当および家庭担当の教員個々には、1-1-0.5つまり総授業時間数でわずか87.5時間しかない、という印象を強く与えている。

一部の研究会等では、早々と2-2-1に対応した指導計画づくりを表明するところもある。だがその実現方法は、相変わらず「指導内容の精選・厳選」、「基礎・基本の洗い出し」、「いっそうの指導計画の工夫と改善」に依っている。少なくとも過去10年間程度、このような課題に関して私たちは研究・実践を怠っていない。そしてその成果の大半は、現行の2-2-2~3を乗り切るために、すでに消費されてしまった。従って、今後授業時間数の20~30%もの減少に対応することは、「指導計画の工夫と改善」程度ではとうてい不可能と考えるべきである。

果たして2-2-1時代は、時間数の上で後退を続けてきた技術・家庭科の終焉的段階となるのか、あるいは、2-2-1を乗り切る具体的手段がまだ存在するのか。そのパラダイム(一時代の支配的な物の見方:広辞苑)を疑うことにより、妨げとなっているものを取り除き、できれば将来への活路を見いだしたい。

## 2. 教科が構造的に抱える問題

2-2-1は、学校5日制への対応や各教科間での調整から割り出された、主に教課審・学習指導要領側が規定する時間数であり、技術・家庭科はあくまで一教科として措置されている。し

かし、実際に技術あるいは家庭を担当する教員個々は、教科指導に与えられた時間数として、それを1-1-0.5と読み替えてしまう。一教科に2-2-1が割り振られることと、現実的に1-1-0.5しか利用できないこととは、明らかに状況が異なる。この状況の違いが生ずる背景には、本教科が長年抱え込んできた教科構造的な問題がある。以下に、この問題に対する一定の認識を述べることにする。

#### ・技術科、家庭科の存在

技術教育のある研究者は、技術・家庭科には互いに性格も目標も異なる二つの教科、すなわち「技術科」と「家庭科」が同居させられていると指摘する<sup>2)</sup>。また家庭科教育の研究者たちも、「(技術・家庭科ではなく)家庭科」の必要性や独自性を主張している<sup>3)</sup>。ここで教育課程上、中学校には技術科も家庭科も存在せず、学校教育法施行規則によって定められた教科として、技術・家庭科が存在する。逆に教育職員免許法では、中学校教員の普通免許状および臨時免許状の教科として「技術」と「家庭」があり、「技術・家庭」という免許状は存在しない<sup>4)</sup>。

技術・家庭科の教員養成は、通常大学の教育学部で行われるが、その中は技術の養成コースと家庭の養成コースに分かれている。教育職員免許法施行規則が、教科に関する科目を技術と家庭で別に定めているため、互いにカリキュラムは完全に独立しており、技術と家庭で共通に修得される科目はない<sup>5)</sup>。一方、教育学部以外の学部、非教育系の大学によって養成が行われることも多く、その場合技術と家庭では学部・大学が異なり、技術は工学系や農学系、家庭はふつう家政学系が担当している。教員養成に携わる研究者たちも、一部の教育学研究者は別として、技術と家庭では、専門の研究分野や所属学会が完全に異なっている。所属学会が異なる(例えば産業技術教育学会と家庭科教育学会の)研究者が共同で研究を行ったり、境界部分の学会が新たに創設される様子も今のところない。このように教員養成や学術研究の世界では、技術と家庭は互いに独立しており、そこには基本的に技術(科)教育と家庭(科)教育が存在し、従って技術科と家庭科が存在せねばならず、それらは別個の教科として論じられている。

このような理由から技術・家庭科は、教育学研究や教員養成の立場から学術的に合意・形成された教科ではなく<sup>6)</sup>、技術科と家庭科を学習指導要領によって(行政措置的に)同居させた、いわば粹的な性格の強い教科ということになる。何よりも現場の教員の意識が、技術・家庭科ではなく技術科と家庭科に分かれたままである。その影響は、直接生徒やその親たちにも及び、彼らもまた技術科、家庭科と呼び分けることが多い。使用される教科書の編集も大部分が技術科、家庭科で別々に進められ、また学習指導要領の編纂も別々に行われると聞く。

#### ・粹的性格補強の実態

学習指導要領には、技術・家庭科としてまとめられた、ひとつの教科目標が掲げられている。周知のように「生活に必要な基礎的な知識と技術の習得を通して～」に始まる文言が、両者を形式的に結びつけてきた。技術科の学習によって得られる学力と、家庭科の学習によって得られる学力は、「進んで工夫し創造する能力と実践的な態度」で一致し、技術の教員と家庭の教員は、

半ば強制的にひとつの教科観を共有してきた。次に、現場での実践・教育研究には、技術・家庭科を本来ひとつの教科と見なしたり、隔たりのある技術科と家庭科を統合しようと工夫されたものがある。実際、技術科と家庭科を独自に一体化させた指導計画や、学習内容を融合させた題材がいくつも発表されている。また教科を運営する教員間での申し合わせとして、「技術科と家庭科の垣根を低くしよう」といったスローガンが掲げられることも少なくない。

以上のように、技術科と家庭科を、技術・家庭科としてひとつの教科たらしめようとする作用は、主に学習指導要領という行政的な立場と、実践を前面に押し出す、現場での教育研究の立場によって補強されてきたといえる。ところがその実態として、まず現行学習指導要領は、教科目標が技術科にとっても家庭科にとっても不満足と言われ<sup>7)</sup>、その下にA.木材加工領域からK.保育領域までが一律横並びの関係に扱われ、慣用語である「技術領域・家庭領域」、「技術系列・家庭系列」などの表記は使用が避けられている。また選択領域については、学習させる領域に一切指定がなく、技術科の領域が学習されるのも、家庭科の領域が学習されるのも、同等とみなされている。つまり、技術科と家庭科の境界を何とか曖昧にしようとしてはいるが、ひと教科にするだけの論拠は欠落したままである。次に、(ひとつの教科たらしめようとする)現場での実践的な教育研究の成果は、学術的研究の対象として教育学に取り込まれた形跡が見あたらない。いくらかでも省みられているならば、先述した技術科と家庭科に分散する研究者同士の隔たりや、技術・家庭科教育を一括して論ずる研究分野が開けてこないことを、どのように説明すればよいのであろうか。そしていかに垣根が低くなろうとも、原則的に技術の教員は、家庭の教員に代わって授業を担当することはない(できない)し、その逆もない(できない)。彼らが免許状取得の際に修得した教科教育法は、技術科教育法と家庭科教育法に分かれており、「技術・家庭科教育法」を修得してきた教員は一人としていないのだから当然である。垣根を低くするといっても、それはあくまで教員同士の教科運営上の協力体制を向上させることであって、教科教育の内容・本質にまで立ち入るものではないのである。

### 3. 構造的問題の所在

#### ・単純折半に至る経緯

先ほどの、技術・家庭科をひとつの教科たらしめようとする立場からみれば、技術科と家庭科の垣根は低く、技術・家庭科をひと教科として学習する子どもの偶像が、そこに描かれはする。しかしその裏側で、技術科と家庭科の間には、互いに相手を同居不可能な教科として非難し合い、「時間の取り合い」に発展する可能性が潜んでいる。可能性という表現にとどめたのは、現実的に技術の教員と家庭の教員は、互いの時間数を巡って議論など減多にしないからである。そして多くの中学校で、時間は単純に折半され、現行の2-2-2~3では計算上1-1-1~1.5ずつとなっている。これは、互いに本来の教科観を主張し出すと、すぐさまその目的・目標・方法・価値観・・・の相違が明らかとなり、時間の取り合いになることが必至であるから、従って、

単純な折半しか選択できない妥協の産物といえよう。冒頭で、「技術・家庭科は技術と家庭で別個にとらえられることが多い」と明言した根拠はここにある。さらに言えば、例えば週2時間の授業時間を、年間を通して技術科に1時間、家庭科に1時間ずつ割り当てている例がある。この場合、木材加工領域や家庭生活領域を、毎週1時間ずつ1年間35週にわたって延々と学習することになる。この方式では当然、実習の際に準備・片付けで時間をとられ、1時間ではとても授業が成立しないとか、学習期間が長すぎて内容が散漫になるなどの声が付きまとう。

このような現状を踏まえると、先ほどの現場での実践的研究による補強とて、技術科と家庭科が真に議論・評価を重ね、その結果生み出されているものなのか疑わしい。そして、ひと教科であるかのように振る舞おうにも、技術科と家庭科はいつでも時間の取り合いが起こりうる、しかしそれが暗黙のうちに避けられている、不安定な構造をなしていると言わねばならない。特に、教科教育学の学術的研究による補強が不足し、教課審や学習指導要領における行政措置的解消が立ち遅れてきたため、この問題は長らく技術科と家庭科の教員自身、すなわち当事者間の潜在的問題として放置されてきたのである。この状態は、2-2-1時代に突入することで、いよいよ深刻さを増すであろう。つまり、政治的に合意せざるを得ない単純な折半によって、1-1-0.5というかつてない窮地を受け入れることが、両者いずれにとっても窒息死しかねない困難な問題になろうとしているのである。

#### ・問題を表面化させない仕組み

さて技術・家庭科には、図らずとも単純な折半をしなくて済む、唯一巧妙な方法が存在する。それは生徒をある基準によって2つに分け、一方には技術科を他方には家庭科を選択的に学習させる方法である。もしくは、一方には技術科の比重を多く、他方には家庭科の比重を多く学習させる方法である。学習指導要領の規定により、例えば現行の2-2-2~3(210~245時間)のすべてを、技術科あるいは家庭科に割り当てることはできないが、特定の学年や学期にこの方法を適用することは、現に広く行われている。最近の調査では、特に3学年のカリキュラムが二重に用意されていて、生徒がほぼ半数ずつ分かれて学習している例が多い<sup>8)</sup>。その結果、技術科あるいは家庭科のそれぞれ1-1-1~1.5(105~122.5時間)は、最大1-1-2~3(140~175時間)のようになる。

例えば、下図左のように3年生を2つのグループに分け、それぞれに技術科が主、家庭科が主となるカリキュラムを用意する。1学年と2学年では、学習指導要領で必修とされている4領域、

図1 折半を回避したカリキュラムの例

学年	I	II	III	学年	I	II	III
1	木材加工	家庭生活		1	木材加工	家庭生活	
2	電気	食物		2	電気	食物	
3男子	技		家	3男子	技		
3女子	家	技		3女子	家		

A.木材加工, B.電気, G.家庭生活, H.食物を各35時間ずつ共通に学習させる。3学年での週あたり授業時数を3時間, カリキュラムにおける技術科と家庭科の比率を2:1(1:2)とすれば, 一方のグループは技術科を3年間で1-1-2(140時間), 他方のグループは家庭科を1-1-2学習することになる。さらに図右のように, 3学年での技術科と家庭科の比率を1:0(0:1)に変更すれば, 前者のグループは技術科を1-1-3(175時間), 後者のグループは家庭科を1-1-3学習することになる。加えて, 3学年でふた学期ないし1年間にわたる, 連続した学習時期を手に入れることにもなる。もちろん技術科は家庭科の時間を, 家庭科は技術科の時間を, 相互に低減させ合っていることになるが, その問題性が指摘されたことはない。指摘するくらいなら, このような指導計画など採用しないことと, 後述するように, 男女別学への拘泥が問題性を覆い隠しているからである。

部分的にせよこの方法を取り入れることで, 技術科と家庭科は同時に, いくらかでもそれぞれ本来の教科観にこだわるのが可能となり, 単純な折半に妥協している意識を後退させてきた。ただここで問題は, 先ほどの「ある基準」に, 今日でも「性差」が多く用いられていることである。性差は誰しも生まれつき固定した要素であるから, それを基準にすることは, 他から強制される一方的な振り分けを意味する。そして, 男子には技術科あるいは技術科に傾斜したカリキュラムが, 女子には家庭科あるいは家庭科に傾斜したカリキュラムが, 何ら疑われることもなく与えられてきたのである。先ほど「一方には技術科を他方には家庭科を選択的に学習させる」と記したが, この意味で「選択的に」の部分は正確ではない。従って, 単純な折半を回避できる唯一の方法は, 実は, 生徒から学習対象の自主的選択権を奪うことによって成立し, 部分的にせよ技術科と家庭科の共存は, 性差によって支えられてきたことになる。

#### 4. 男女別学・共学の功罪

##### ・別学がもたらした3-3-3

かつての技術・家庭科は<sup>9)</sup>, 3-3-3と単に時間数が多かっただけではなく, 男女別学であったことによって, 技術科と家庭科共にその3-3-3(315時間)が保証されていた。つまり, 学習指導要領には, 男子向きと女子向きのカリキュラムが二重に記されており, 男子向きは技術科の内容, 女子向きは家庭科の内容を主体としていた。このため, ある(男子の)生徒に着目す

図2 昭和47~55年度の年間カリキュラム例

学年	I	II	III
1男子	製図	木材加工	金属加工
1女子	食物	被服	住居
2男子	木材加工	電気	金属加工
2女子	食物	被服	家庭機械
3男子	栽培	電気	機械
3女子	食物	被服	保育

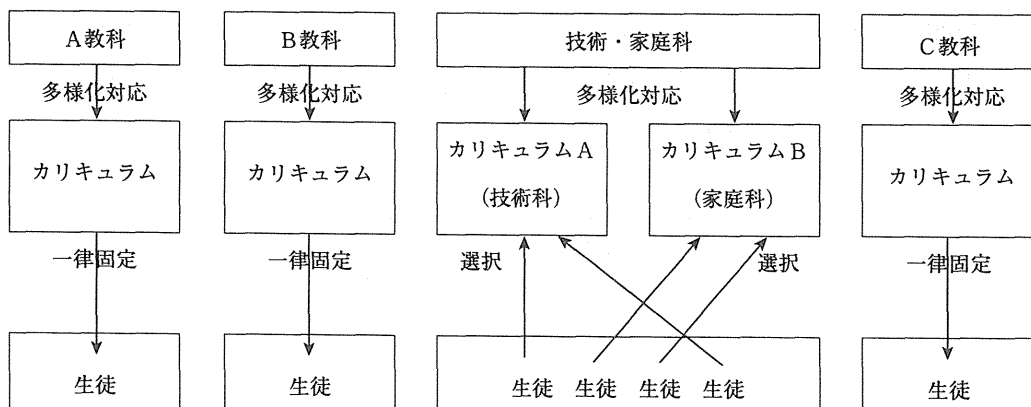
れば、3-3-3の時間数がすべて技術科の学習に当てられ、ある(女子の)生徒に着目すれば、すべて家庭科の学習に当てられたわけである。事実上、技術科と家庭科が共存していたことになる。

その後、いわゆる男女共学化が進められ、特に性差による二重カリキュラムを解消することに力が注がれた。その結果、男子向き・女子向きの表記は改められ、技術科を男子ばかりでなく女子にも、家庭科を女子ばかりでなく男子にも学習させることが一般化した。とりわけ家庭科の男女共学化は、「なぜ女子だけが家庭科を学ばなければならない」、「男子にも家庭科を」等のスローガンを掲げながら強力に推進され<sup>10)</sup>、今日の高等学校家庭科を必修教科とするまでに至った。この途中で、実質的に技術科は技術・家庭科に、家庭科も技術・家庭科に姿を変えさせられたといえる。問題は、2教科が合体して学習の対象範囲は一挙に倍増したが、時間数までが2教科分とはならなかったことである<sup>11)</sup>。現行の2-2-2~3は、そのまま3-3-3と比較することはできず、1-1-1~1.5として比較されなければならない。かつての総時間数315時間は、この時点で105~122.5時間に対して、次期改定後の2-2-1つまり1-1-0.5では、87.5時間に対して比較されなければならない。技術科および家庭科は、時間数の削減もさることながら、むしろ技術・家庭科化および男女共学化と引き替えに、その授業時間数をかつての30%以下にまで後退させようとしているのである。

### ・二重カリキュラムの今日的評価

さて、かつての二重カリキュラムは、男女共学化に伴って本当に解消されるべきだったのか、以下に考察してみたい。近年は、教員や学校や地域の実情、および生徒の個性(興味・関心・レディネス・理解力など)の多様化が急速に進行している。それに合わせるように、選択教科の時間数が拡大され、総合的な学習の時間が新設され、教育課程編成そのものが選択的要素を多く含むようになってきた。各教科のカリキュラムも同じ流れの中にあり、独自に選択的・弾力的な編成ができるようになってきている。しかし、そのように配慮されたカリキュラムも、ある地域の生徒、

図3 技術・家庭科カリキュラムの先進性



ある中学校の生徒，ある教師が担当する生徒集団に対しては，形式的に共通で単一のカリキュラムにならざるを得ない。多様化に対応しているようではあるが，それは生徒集団の，最大公約数的個性に対応したまでのことである。

この点，かつて技術・家庭科のカリキュラムが，技術科と家庭科で二重に存在したことは，ある意味で先駆的だったといえる。まず二つのカリキュラムは，それぞれ当時なりの多様化，あるいは他の条件に対応することができたはずである。その上で，生徒がそれぞれのカリキュラムに分かれて，上限一杯の時間数を学習していた。もしこの「分かれ方」が，性差による一方的な強制でなく，生徒自身の判断を主体とした「選択」に基づいていれば，二者択一といえども，生徒は「自分にとってより好ましい」カリキュラムを学習することができ，カリキュラムは異なる個性に対応したことになる。そして「分かれ方」の問題があるものの，二重カリキュラムは，何よりも十分な時間数に支えられながら，カリキュラムに一貫性・系統性をもたせ，技術科，家庭科がそれぞれの教科観を主張し具現化することに貢献してきたのである。この作用は，二重カリキュラムの解消によって実際に失われる部分であり，ここに解消すべきでなかった論拠がある。

その後，男女共学化によってカリキュラムの一本化が進み，二重カリキュラムは一応解消されていった。しかし，先述したように「単純な折半を回避する方法」に形を変えて，今日でもそれは根強く残っている。そして二重カリキュラムの影響は大きく，確かに先駆的であったが，「単純な折半を回避する方法」がそうであるように，生徒から学習対象の自主的選択権を奪うことによって成立し，性差を利用して技術科と家庭科の共存を支えていたことに違いはない。

#### ・共学によるカリキュラムの硬直化

男子向き・女子向きカリキュラムの存在は，性差によって学習内容を固定・強制していた点で，確かに前近代的であった。女子は家庭科を学習し（特に高校家庭科で）技術科を学習しないよう，男子は技術科を学習し家庭科を学習しないよう，教育課程に制限があったのである。これは男女同一の教育課程が保障されない点で，そのままでは女子差別撤廃条約<sup>20</sup>に抵触するところであった。その後，男女共学化によってこの制限は取り払われ，男子も女子も，技術科と家庭科の両方を学習できるようになった。

ところが，ここで視点を変えると，技術科と家庭科の両方にわたる学習内容は，全ての生徒に例外なく固定・強制されることにもなっている。かつての男子向き・女子向きのカリキュラムも，それぞれ男子・女子を対象を限ってはいたが，やはり例外なく学習内容を固定・強制するものであった。男女同一の教育課程の保障とは，男子でも女子でも技術科を学習する機会が得られるよう，あるいは家庭科を学習する機会が得られるよう，教育課程から性差による制限を取り除くことを求めているのであって，単に全ての生徒に，同一の学習内容を固定・強制するよう求めているわけではない。つまり男女別学も男女共学も，男子とか女子とか全員といった，一方的に決定した範囲の生徒に，例外なく一定の学習内容を固定・強制するという，別の問題を抱えていることがわかる。その強制力は，例外を認めない範囲が全員に拡大された分，男女共学の方がより強



力になっている。男女共学の徹底は、技術・家庭科履修上の性的差別を追放する意味で、社会的に受け入れられながら疑われることなく進行してきた。しかし、その勢いに覆い隠されながら、性的差別解消の陰で形成されてきたのは、「学校・教師がカリキュラムを適切に決めて、それを一方的に例外なく生徒に与えればよい」というパラダイムである。

技術科と家庭科は、同時にこのパラダイムに支配される結果、例外なく全ての生徒に与えられるべき、それぞれ理想のカリキュラムを用意せざるを得なくなった。当然カリキュラムには、目的・目標・方法・価値観・・・などそれぞれの教科観が目一杯盛り込まれるから、互いに相手と同居不可能な教科としても無理はない。そして、時間の取り合いに発展するのを避けるための策が、前述した「単純な折半」なのである。

## 5. 技術・家庭科カリキュラムのあるべき姿

### ・単純に折半せざるを得ない部分（必修部分）

仮に技術・家庭科のカリキュラム全体が、全ての生徒に与えられるべき内容で占められるとすると、全時間数を技術科と家庭科で単純に折半しなければならず、最終的に1-1-0.5(87.5時間)を受け入れざるを得ない。これはすでに述べたように、両教科がそれぞれの教科観を主張し具現化する上で、極めて不利な状況である。カリキュラムに一貫性・系統性をもたせるためにも、単純に折半しなければならない部分は、できるだけ折半が回避できる部分に置き換えていく必要がある。

この作業をしやすくするには、まず単純に折半しなければならない部分、すなわち全ての生徒に与えられるべき内容を最小限にとどめなくてはならない。そのためには、大部分の生徒が両教科の概略程度を学習する必要があること、一部の生徒はそれ以上の部分を学習する必要があり彼らがそれを望んでいること、しかし技術科の内容を全て学習させる必要などないこと、家庭科の内容を全て学習させる必要もないこと、まして技術科と家庭科の両方の内容を全て学習させる必要などないこと、土台それは無理であること、などをまず教員自身が認識すべきである。少なくとも学習指導要領によって、技術科と家庭科が行政措置的に同居させられている限り、両教科間で互いに相手に対して、「自身の教科(領域)こそ生徒から学習されるべき」という驕りを捨てない限り、この作業は思うようにはかどらないだろう。そうして絞り込まれたプロローグ的内容を、時間数を単純に折半して学習させる部分、すなわち「必修部分」に位置づければよい。

幸か不幸か、現在のところこの作業は、現行学習指導要領によって片づけられている。つまりA.木材加工、B.電気、G.家庭生活、H.食物の4領域を必修とし、それぞれの学習に35単位時間を費やすことが法的に定められている。このため、現行2-2-2-3(210~245時間)のうち140時間までが、技術科と家庭科の意向に関係なく、最初から単純に折半せざるを得ない部分を占める。その割合である57~67%は、技術科、家庭科が共にカリキュラムに一貫性・系統性をもたせ、それぞれの教科観を主張し具現化する上で、果たして最小限といえるのだろうか。

#### ・単純な折半を回避する部分（選択部分）

すでに述べたように、技術科と家庭科には、単純な折半をしなくて済む方法がある。技術・家庭科のカリキュラムを二重に用意し、生徒がそれぞれに分かれて学習すれば、時間を二つに割る必要がない。時間を折半しないことで、部分的にせよ、折半した場合の倍の（本来の）時間数が確保され、両教科ともそれぞれの教科観を主張し具現化しやすくなる。もちろん時間数が確保されたところで、必ずしも教科観が出来上がってくるわけではない。しかし、一定の時間数という土俵なしに教科観など確立できないことの方が、はるかに決定的である。

さて、この単純な折半を回避する方法の、致命的ともいえる欠陥は、共存のしくみを性差に依存し、生徒から学習対象の自主的選択権を奪っていることであった。二つに分かれた生徒が、技術科も家庭科も「選択的」に学習していない、つまり生徒が自分自身の判断を主な根拠として、カリキュラムを主体的に選択できる仕組みが導入されていないのである。ここで「生徒自身の判断を主な根拠とする選択」とは、生徒の興味、関心、経験、能力、生活環境、生活上の課題などに関する自他の評価を、生徒自身が最終的にとりまとめた上で決断した意向を指す。このメカニズムに基づく限り、男子という特性のみが技術科あるいは技術科を主とするカリキュラムに適合しているとか、逆に女子という特性のみが家庭科に適合しているという観測は、今日ではどのようにしても得られない<sup>13)</sup>。すなわち、生徒の興味、関心、経験、能力、生活環境、生活上の課題などあらゆる要素が、選択を変化させうるのである。

この欠陥を解決する方法は、もはや自明といえよう。性差に依存して生徒を振り分けることを金輪際とりやめて、生徒が自分の学習対象を自主的に選択できるよう、仕組みを変更すればよい。どの生徒も自分が望めば、技術科あるいは技術科を主とするカリキュラム、家庭科あるいは家庭科を主とするカリキュラムのどちらでも、学習が可能になるような仕組みを取り入れるのである。その中で学校や教員は、カリキュラムに対して「学校・教師が決めて一方的に生徒に与えるもの」から、「学校・教師がいくつかを用意するが、その中から生徒が選択するもの」へと、パラダイムを転換させなければならない。

#### 6. 具体的な方法

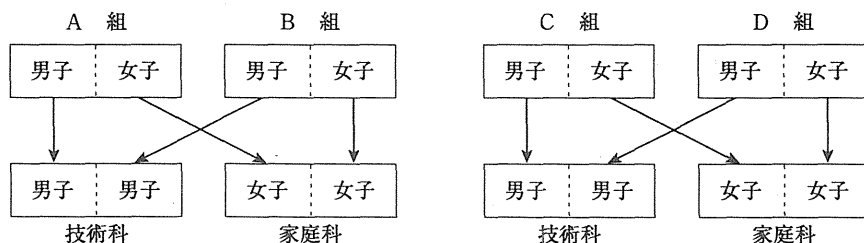
これまでの考察によって、2-2-1時代を迎えようとしている技術・家庭科の現状と問題、その問題を解決しうる方策について見解を示した。結論としての方策は、時間を折半せざるを得ない必修部分を最小限にする、時間数を折半しなくて済む選択部分すなわち二重カリキュラムを指向する、その際、技術科と家庭科の共存に性差を利用することをやめ、生徒に学習対象の自主的選択を保障する、にまとめられる。以下に、現状から出発して、このような方策を実行していく具体的な手順を述べる。

#### ・合併クラスの再利用

技術・家庭科がしばしば持ち出す履修形態に、合併クラスによる男女別学がある。A組とB組、

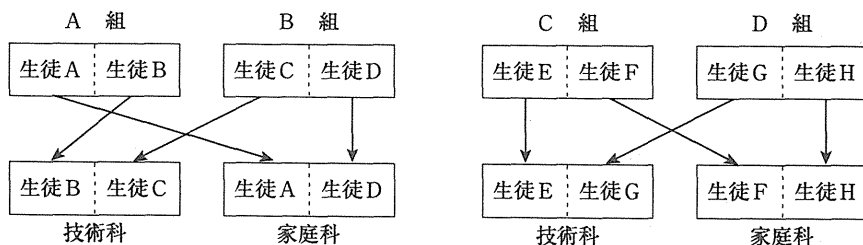
C組とD組のように隣り合った2クラスから、男子と女子を別々に取り出して合併させ、新たに男子だけのクラスと女子だけのクラスを編成する。ここで合併クラスの編成は、「元々同じクラス」というくくりによる二分から、別のくくり（これまでは性差であったが）による二分へ、生徒集団を組み替える機能を果たしている。元のクラス数と出来上がるクラスの数と同じなので（元のクラス数が偶数の場合）、教員の担当する授業時間数や配置を変動させないで済む。また隣り合う2クラスごとに、同じ時間に技術・家庭科を配置すればよいので、時間割の作成を煩雑にすることがない。このような運用上の長所を備えていることもあり、すでに広く定着した合併クラスは、カリキュラム上に「折半を回避する部分」をつくり出す際、生徒を二分する手段として非常に便利である。

図4 男女別合併クラス編成の様子



上図は、従来の合併クラス編成の仕組みを説明しているが、性差によって生徒が、技術科クラスと家庭科クラスに振り分けられるようすが明らかである。このままでは、いかに機能が便利であろうと、今後も利用していくことは不可能である。ここで、生徒集団を組み替えた後のくくりを「性差」でなくした場合、合併クラスの編成は下図のようになる。生徒A～生徒Dおよび生徒E～生徒Hを、技術科クラスと家庭科クラスに振り分けるくくりは、新たに生徒の自主的選択に求めている。そのようすまで図中に明示することはできないが、組み替え後のクラスが、男子クラスでも女子クラスでもあり得ないことを示すには十分である。

図5 男女別合併クラス編成の様子



・自主的選択による合併クラス編成の手順

生徒に学習対象の自主的な選択を求めて、その結果をくくりとすることによって、合併クラスの編成は、今後も再利用可能な履修形態の一つとなる。そのような合併クラス編成の手順を、以下に考えてみる。

①隣り合った2クラスから二つのグループを編成して、一方は技術科あるいは技術科を主体とするカリキュラム(コース)を、他方は家庭科あるいは家庭科を主体とするカリキュラム(コース)を学習することを説明する。限られた時間の中で、全員がどちらか一方のコースを学習することと、残念ながら両コースを同時には学習できないことを伝える。

②技術科のコースと家庭科のコースの両方について、学習する内容の概略を生徒に伝える。できるだけそのコースを担当する教員が直接説明し、そのコースを学習する価値や魅力を生徒に訴える。他方のコースを非難してはならないが、選択権が生徒に移譲されているのだから、自身のコースを存分に宣伝することが許される。

③どちらのコースでも自由に選んでよいこと、どのような理由で選んでもよいこと、自分で選ぶのだから自信と責任を持って学習すべきであることを理解させる。特定の友人関係などをコース選択の理由にすることも考えられるが、ひとまずそれも受け入れる。その上で、いずれの内容を学習することにするか、各自で考えるよう指示する。

④各自が考えた結果に従って、どちらのコースを選択するか判断させ回答を求める。判断自体はまったく個人の自由で、他人から(もちろん教員からも)その結果を問われることはない。しかしひとたび回答して、他人に伝えられた内容については、本人にすべての責任があることを確認し了解を得る。

⑤回答をもとに、それぞれのグループの人数を割り出す。一方のグループに極端に希望者が片寄り、教室に収容しきれないような場合には調整する。他方のコースでもよい生徒を募り、やむを得ないときには、抽選などの方法を用いる。抽選によってコース変更を強制された生徒は、結局、学習対象の自主的な選択が認められなかったことになる。だがそれは、他の生徒にも自主的な選択を放棄させ、合併クラスの編成を取りやめさせる事由足り得ない。学校が有限な施設である以上、その運用の一部分は、生徒たちの融通によって支えられているからである。

⑥調整に従って、最終的に生徒が二つのグループに分かれる。各グループの男子と女子の比率は、生徒の判断次第でありほとんど予測もつかないが、当面は男子が技術科に、女子が家庭科に集まりがちかもしれない。仮に、男子と女子に分かれてしまったとしても、それは生徒の自主的な選択の結果であって、学校や教員が強制する男女別学ではない。

## 7. 具体的なカリキュラム像

分量を最小限にとどめた必修部分と、合併クラス編成を用いた選択部分を組み合わせることによって、具体的にどのような技術・家庭科カリキュラムがつくられるのだろうか。そのモデルをいくつか提案し、それぞれの特徴を考える。

### ・現行学習指導要領下での具体例

現行2-2-2~3のもとでは、1学年に必修領域であるA.木材加工とG.家庭生活が、2学年にB.電気とH.食物が配置され、必修部分が2-2-0を占めることが多い。このため、選択部分

は主に3学年に配置され、残りの0-0-2~3を占めることになる。選択部分は、技術科あるいは技術科を主体とするカリキュラムと、家庭科あるいは家庭科を主体とするカリキュラムを二重に用意し、生徒はこの技術科コースと家庭科コースのいずれかを、自分の判断に従って自主的に選択し、二つのグループに分かれる。選択部分の二重カリキュラムは、もちろん男子クラス・女子クラスではなく、例えばAコース（技術科コース）・Bコース（家庭科コース）のように区別する。

下図は、3学年Aコースにおいて技術科と家庭科が占める割合を2:1（学期による時間数の違いは考慮しない）、3学年Bコースにおける割合を1:2とした場合のモデルである。左側のモデルでは、1・2学期に技術科と家庭科を交互に学習するので、2学期が終了する時点まで、A・Bコースとも学習内容が同一に保たれる。そして3学期にAコースで技術科、Bコースで家庭科を別個に学習することで、ようやくコースの性格の違いが現れる。ただし、1学期の学習内容に3学期の内容を関連づければ、それらの連続性は保たれないが、この限りではない。技術・家庭科全体の時間数を2-2-3とすると、Aコースは3年間で技術科を1-1-2（140時間）、家庭科を1-1-1（105時間）学習し、Bコースでは家庭科を1-1-2（140時間）、技術科を1-1-1（105時間）学習することになる。また全体の時間数が2-2-2では、Aコースで技術科が1-1-1.3（116.7時間）、家庭科が1-1-0.7（93.3時間）、Bコースで家庭科が1-1-1.3（116.7時間）、技術科が1-1-0.7（93.3時間）となる。

図6 現行指導要領下でのカリキュラム改善1

学年	I	II	III	学年	I	II	III
1	木材加工		家庭生活	1	木材加工		家庭生活
2	電気		食物	2	電気		食物
3 A	技	家	技	3 A	技	技	家
3 B	家	技	家	3 B	家	家	技

上図右側のモデルでは、1学期から2学期にかけて技術科あるいは家庭科を、連続して学習することができるよう、2学期と3学期の内容を入れ替えてある。同じ2:1の割合でも、より大きな課題に取り組むことが可能で、学習効果の向上が期待でき、両教科の教科観も反映しやすくなる。ところが3学期に配置される学習内容は、いずれも1・2学期の他コースの内容には及ばず、それらの縮小版となるか、それぞれ他コース選択者用に別途用意されたものとなる。また、

図7 現行指導要領下でのカリキュラム改善2

学年	I	II	III	学年	I	II	III
1	木材加工		家庭生活	1	木材加工		家庭生活
2	電気		食物	2	電気		食物
3 A	技		家	3 A	技		
3 B	家		技	3 B	家		

両コース間でいくらか、技術科と家庭科のバランスをとる程度に過ぎないのかも知れない。

上図に示したのは、最初から学期間の区切れを取り払い、技術科、家庭科ともに学習の連続性を重視したモデルである。特に上図右のモデルでは、技術・家庭科全体の時間数を2-2-3として、Aコースにおける技術科と家庭科の割合を1:0、Bコースにおける割合を0:1に変更している。このため、Aコースは3年間で技術科を1-1-3（175時間）学習し、Bコースでは家庭科を1-1-3（175時間）学習できることになる。全体の時間数が2-2-2の場合でも、Aコースの技術科、Bコースの家庭科ともに1-1-2（140時間）の時間数が確保できる。選択領域1領域あたりに20~30時間を割り当てることから、3学年に配置できる領域数は、最低3領域から最大5領域程度になる。

ここに示したモデルは、いずれも必修4領域の設定、それらを配置する学年、それらを指導する単位時間数の点で、現行学習指導要領の規定を満足している。3学年に配置されるのは選択領域であるから、それは2:1で技術科に片寄っていても、1:0ですべて家庭科であっても、法的な面での問題を一切含まない。3学年での授業は、技術科と家庭科で別々に1年間分のカリキュラムを用意し、ありふれた合併クラスの編成を行えばよい。とりわけ、これまで男女別学のカリキュラムを残してきた現場にとっては、この上なく簡単な作業（何もしなくてよい）になる。あえて面倒を言えば、合併クラス編成のくくりを、性差に依るのをやめて、生徒の自主的選択に（特に教員が）首尾よく移行できるかどうかである。従ってこれらのモデルは、生徒に歓迎されることはあっても、おそらく迷惑に思われる可能性は皆無で、教員が少し思い切って意識を変えれば、すぐにでも（来年度からでも）実施可能な具体例といえる。

#### ・指導要領をやや逸脱した具体例

次に示すのは、時間を折半せざるを得ない必修部分を縮小することで、選択部分の拡大を図ったモデルである。このカリキュラムでは、A.木材加工、B.電気、G.家庭生活、H.食物の必修4領域が、1・2学年の1・2学期で学習されるよう計画されているため、領域あたりの指導時間数は、多くて26時間程度となる。現行学習指導要領に規定されている35単位時間に満たないため、このまま実施するのは難しい。

参考までに、このモデルにおける技術科と家庭科の3年間の授業時間数を計算してみる。まず上図左のモデルでは、各学年ともAコースにおける技術科と家庭科の割合を2:1、Bコースに

図8 現行指導要領下でのカリキュラム改善3

学年	I	II	III	学年	I	II	III
1 A	木材加工	家庭生活	技	1 A	木材加工	家庭生活	技
1 B	家庭生活	木材加工	家	1 B	家庭生活	木材加工	家
2 A	電気	食物	技	2 A	電気	食物	技
2 B	食物	電気	家	2 B	食物	電気	家
3 A	技		家	3 A	技		
3 B	家		技	3 B	家		

における割合を1：2として、技術・家庭科全体の時間数が2-2-3の場合、Aコースは3年間で技術科を1.3-1.3-2（163.3時間）学習し、Bコースでは家庭科を1.3-1.3-2（163.3時間）学習する。全体の時間数が2-2-2の場合には、Aコースの技術科、Bコースの家庭科ともに1.3-1.3-1.3（140時間）となる。次に上図右のモデルは、1・2学年Aコースにおける技術科と家庭科の割合を2：1、Bコースにおける割合を1：2、3学年Aコースの割合を1：0、Bコースの割合を0：1とした場合である。全体の時間数が2-2-3では、Aコースは3年間で技術科を1.3-1.3-3（実に198.3時間）学習し、Bコースでは家庭科を1.3-1.3-3（198.3時間）学習できることになる。全体の時間数が2-2-2でも、Aコースの技術科、Bコースの家庭科ともに1.3-1.3-2（163.3時間）となる。

## 8. 2-2-1時代のカリキュラム

### ・どれだけの時間数が確保できるか

これまでに提案してきたいくつかのモデルをもとに、学習指導要領が改訂され、技術・家庭科の時間数が2-2-1となった場合のカリキュラムについて検討する。6月の教課審答申、4各教科・科目等の内容、⑨家庭、技術・家庭、イ改善の具体的事項、中学校技術・家庭には、以下のような記述がある。

- (イ)「技術」及び「家庭」の各領域は、すべての生徒に共通に履修させる基礎的・基本的な内容と、生徒の興味・関心等に応じて選択的に履修させる発展的な内容で構成することとし、基礎的・基本的な内容及び発展的な内容に相当する授業時数及び履修学年は、各学校において適切に設定することとし、国の基準としては規定しないこととする。なお、教科の目標が実現できるよう、「技術」及び「家庭」の各領域に相当する授業時数は、各学校が第1学年から第3学年までの3年間でバランスを図るよう配慮することとする。

まず、「共通に履修させる基礎的・基本的な内容」と「選択的に履修させる発展的な内容」が明示されており、現行の必修領域と選択領域による構成が引き継がれている。また、それぞれの内容に相当する授業時数と履修学年は学校が設定し、国の基準を決めないとしている。従って、カリキュラムを必修部分と選択部分で構成することと、それぞれに割り振る時間を適宜決定してよいことがわかる。この時点で考えられるモデルを示すと、例えば下図のようになる。

左側のモデルでは、技術・家庭科全体の時間数2-2-1（175時間）に対して、Aコースは技術科を1-1-1（105時間）、家庭科を1-1-0（70時間）学習し、Bコースは技術科を1-1-0（70時間）、家庭科を1-1-1（105時間）学習することになる。とりあえず、必修部分の時間数や配置は、現行のモデルと同様に扱っている。下図右側は、相当する時間数が限定されないことに基づいて、必修部分を圧縮したモデルである。1・2学年Aコースにおける技術科と家庭科が占める割合を2：1（学期による時間数の違いは考慮しない）、Bコースにおける

割合を1：2とすることで、Aコースは技術科を1.3-1.3-1（128.3時間）、家庭科を0.7-0.7-0（46.7時間）、Bコースは家庭科を1.3-1.3-1（128.3時間）、技術科を0.7-0.7-0（46.7時間）学習することになる。もちろんこれらの時間数は、答申にあるように1～3学年の中に、適宜分散・集中させることができる。

図9 新指導要領下でのカリキュラム例

学年	I	II	III	学年	I	II	III
1 A	技術領域	家庭領域		1 A	技術領域	家庭領域	技
1 B	家庭領域	技術領域		1 B	家庭領域	技術領域	家
2 A	技術領域	家庭領域		2 A	技術領域	家庭領域	技
2 B	家庭領域	技術領域		2 B	家庭領域	技術領域	家
3 A	技			3 A	技		
3 B	家			3 B	家		

先ほど示した現行指導要領下のモデルでは、時間数を2-2-2として、3学年の技術科と家庭科の割合が2：1の場合、技術科116.7時間、家庭科93.3時間、割合が1：0の場合、技術科140時間、家庭科70時間を学習することができた。新学習指導要領下で、技術科または家庭科に128.3時間を割り当てることができれば、それは現行学習指導要領下での、後者の140時間には及ばないものの、前者の116.7時間を上回ることになる。また105時間を割り当てた場合でも、116.7時間を現行の時間数として比較すれば、かろうじて10%減にとどまる。と同時に、他方の教科の時間数として、現行で割合1：0の場合に等しい70時間が確保される。

#### ・教課審答申の読み方1

ひとつ懸念されることは、先ほどの教課審答申の後半で、「技術」と「家庭」の授業時数を3年間の中でバランスを図る、と述べている部分である。現行指導要領では、必修領域で技術科と家庭科を均等に扱うものの、7つの選択領域に関しては制限がない。「バランスを図る」の意味が、厳密に二分の一とする時間的折半なのか、できるだけ二分の一近く（例えば数時間以内の違い）にすることを求めているのか、逆に数時間程度のくい違いを見込んでいるのか、現時点では定かでない。やや拡大した解釈をすれば、冒頭にあるように「(学校として)教科の目標が実現できる」のであれば、一定の時間数差は許容される可能性がある。なぜなら、答申の文面からは、「時間数を単純に技術科と家庭科に二分の一ずつ配分する、という意味でバランスをとれば、教科の目標は実現される」という論理を読みとることは難しいからである。しかるに、「技術科と家庭科に配分する時間もまた学校なりに工夫する、という意味でバランスをとらなければ、教科目標は実現されない」という論理も存在しうるのである。生徒の個性や学習要求に着目しながら、学校(教員)がカリキュラムの作成自体に工夫を凝らせば、その結果決定される時間配分も、連動的に工夫が加わったものとなろう。「バランスを図る」の意味を、厳密な二分の一と捉えてしまうと、技術科と家庭科は1-1-0.5(87.5時間)の中で、妥協に溢れたカリキュラムを作成せ



ざるを得ない。しかもそのカリキュラムは、相変わらず「学校・教師が決めて、一方的に例外なく生徒に与えられる」のである。今後、改訂・公示される新学習指導要領が、そのような方向を付け加えないことを切に願うものである。

#### ・教課審答申の読み方 2

教課審答申でもうひとつ留意したいのは、領域の再編に関する部分である。同じく 4 各教科・科目等の内容、⑨家庭、技術・家庭、イ改善の具体的事項、中学校技術・家庭に、以下のような記述がある。

(ア) 現行の「木材加工」, 「電気」, 「家庭生活」, 「食物」など11領域に細分化された構成を改め、生活という視点に立って内容を総合化し、学習した知識・技術を実際の生活に一層生かすことができるよう、ものづくりやコンピュータの活用の基礎的技術にかかわる内容を中心とする「技術」と、衣食住の生活や家族・家庭にかかわる内容を中心とする「家庭」の2領域に再編する。

「枠的性格補強の実態」にて述べたように、これまで学習指導要領は、11もの領域をAからKまでひと続きのアルファベット文字を用いて、一律横並びに扱ったり、「技術領域・家庭領域」や「技術系列・家庭系列」などの慣用句の使用を避けるなど、ひたすら技術科と家庭科の一体化(技術・家庭科化)を目指してきたかのようにであった。ところが、今次の教課審は、2領域への再編という表現を用いてはいるものの、実質的に「(従前の用語としての)技術領域・家庭領域」あるいは「技術系列・家庭系列」への二分割を行おうとしている。再編後の技術領域、家庭領域の内容説明をみると、これまでに技術科として指導されてきた内容は例外なく技術領域へ、家庭科として指導されてきた内容も例外なく家庭領域へ収容されているだけである。これは本来の意味での再編ではなく、元々分かれていたものをかなり遅れて、実は分かれていると宣言しているようなものであり、従って単に整理である。また技術領域が内容とする「ものづくりやコンピュータの活用の基礎的技術」と、家庭領域が内容とする「衣食住の生活や家族・家庭」の間に、何の説明もなく脈絡や関連性を見いだすことは、一般常識的に困難である。「ものづくりやコンピュータの活用の基礎的技術」を扱う教科と、「衣食住の生活や家族・家庭」を扱う教科が同一であるとは、一般に理解されないであろう。そのためなのか、教課審答申は、4各教科・科目等の内容、⑨家庭、技術・家庭、イ改善の具体的事項、中学校技術・家庭の冒頭に、以下のような説明を掲げている。

生活の自立を図る観点から、ものづくりやコンピュータの活用の基礎的技術の習得とともに、子どもが育つ環境としての家族・家庭の役割や栄養を考えた食生活に関する指導を重視し、次のような改善を図る。

「ものづくりやコンピュータの活用の基礎的技術」と「衣食住の生活や家族・家庭」は、単に併記されているに過ぎず、両者は「生活の自立を図る観点」から、共に重視されるべきという方針で関連づけられているだけである。ここに表面化してしまった技術科と家庭科の実質的相違は、

学習指導要領がいかに工夫されようとも、最終的に形を残すに違いない。

むしろ、教課審答申はこれまでの方向を変えて、事実上、技術科と家庭科を別個に扱おうとしているのではないだろうか。ただ法令上の「教科」の概念からして、「技術科」、「家庭科」を使用してしまうと、それらは別（枠）教科となるから、「技術」領域、「家庭」領域と呼ぶことで、不都合を回避しようとしていると考えられる。もしそうであるならば、本論がはじめに指摘した「枠的性格補強の実態」は、少し改善されることになり、「教科が構造的に抱える問題」も部分的に解決されることになる。

## 9. 2-2-1時代をいかに乗り切るか

### ・ステイタスのある授業を展開したい

今後、学習指導要領、教科教育学の研究者、現場の教員の三者が、それぞれ最善の選択によって進路を決定していったとしても、立場や思惑のずれ違いから、見通しを欠いた安直な結果、例えば技術科1-1-0.5、家庭科も一律1-1-0.5のような事態に陥る可能性は少なくない。学習指導要領が2-2-1だからなのだ、技術科と家庭科で分けなければならないから1-1-0.5なのだ、生徒に説明し受け入れさせることは簡単である。しかし、私たちはそういう都合を生徒に押しつけはするものの、その効果や学習成果について、責任を持つ気にはなれないだろう。時間数の上で、学習内容・学習方法の上で、担当教員配置の上で、世論の上で<sup>14)</sup>、自己評価の上で<sup>15)</sup>、後ずさりや余儀なくされてきた技術・家庭科を、わずか1-1-0.5ずつの時間数で、今後、誰が挽回できるのであろうか。

今後の学習指導要領改訂は、幸いにも時間数の削減にとどまった、とも言える。なぜなら、さらに10年後の次期改訂では、いよいよ教科枠組みの見直しが実行されると噂されているからである。その時に不可欠なのは、他教科に対抗しうる、カリキュラムの一貫性や系統性であり、主張に価する確固たる教科観にはかならない。技術科と家庭科は、最終的に教科観が重なったり折り合うことはなくとも、互いに存在を認め、異なった教科観を尊重し合うことはできるだろう。単純な折半で片つけるような妥協ではなく、教科指導にあたる教員自身が教科観・指導観を備えること、すなわち技術科の指導者、家庭科の指導者として、それぞれのステイタスを身につけることが求められる。そのためには、指導する教員と学習する生徒の双方にとって、納得し満足のできる授業、自信と責任もてる授業が、日々展開されることがどうしても必要である。

### ・問われる教育観

今日の教育課題を振り返れば、多様化への対応、個性の尊重、個に応じた教育が叫ばれ出して、ずいぶん日が経っていることにあらためて気づく。繰り返したいのは、「学校・教師がカリキュラムを適切に決めて、それを一方的に例外なく生徒に与えればよい」という、男女別学の擁護と同等かそれ以上に、今日の教育課題達成を妨げかねないパラダイムの存在である。このパラダイムが解体されないと、「カリキュラムを複数用意して、生徒に自主的に選択してもらう」といっ

た手段を持ち出せないばかりか、多様化への対応、個性の尊重、個に応じた教育など、とうてい実現できないことになる。子供たちにとって技術科も家庭科も必要であること、つまり技術・家庭科が必要であることは言うまでもない。従って、両者欠かせないという観念から、技術科も家庭科も同等に扱い、子供に広範囲の学力を獲得させることも重要である。しかし、与えられた環境内で、技術科も家庭科も指導しきれず、充実感なく中途半端に学習されるくらいなら、学習対象を選択させて、深く納得のいく学習をさせた方がよいとも言える。学習対象に選択の余地を残すことは、多様化への対応、個性の尊重、個に応じた教育への解答でもある。限られた内容を深く学習することから、子供が「学び方」を学ぶことに成功すれば、その後を生涯学習に託すこともできよう。問われているのは、そのような視野を含んだ教育観ではないだろうか。

最後に。教課審が、技術科と家庭科をいくらか区別してかかろうとはしているが、両者は今後も技術・家庭科として、一つ屋根の下にしばらく同居し続けなければならない。技術科と家庭科は、互いに相手をかばい合う親密な隣人同士ではあるが、決して血縁関係のある家族ではないのである。そこへきて、また部屋数が減らされることになった。まだしばらくの同居を続けるには、新しいルールと、希望の持てる手だてが必要だから、これまで分析と提案と考察を述べてきた。激しい教育環境変動の時代に、技術・家庭科が長く生き残ることを願ってやまない。

#### 注

- 1) 平成8年8月に文部大臣より諮問を受け、平成9年10月の中間まとめを経て、平成10年6月に審議のまとめが発表され、ほぼ1ヶ月遅れて最終答申に至った。答申を受けて学習指導要領の改訂が進められている。
- 2) 例えば佐々木亨(名古屋大学)が、「新版技術科教育法(学文社)、第I部第3章技術科教育の目標と内容」にて指摘している。
- 3) 「家庭科の独自性と必要性(平成8年3月、日本教育大学協会全国家庭科部門中学校家庭科の再編に関する特別委員会)」において、鶴田敦子(群馬大学)、中間美佐子(千葉大学)らが指摘している。
- 4) (学校教育法施行規則では「技術・家庭」を教科とし、教育職員免許法では「技術」および「家庭」をそれぞれ教科としている。
- 5) 一部の大学では、技術科の教員養成コースと家庭科の教員養成コースで、修得単位が共通になっている例もある。
- 6) 教科教育学では、教科の存在を保障する要件として、①学習の対象、②教科固有の学習方法、③背景となる学問体系、④教科固有の学習者の活動、をあげている。
- 7) 例えば向山玉雄(奈良教育大学)は、「教職研修論争点シリーズNo.3(平成6年7月、教育開発研究所)技術教育は家庭科と分離して行うべきか」の中で、「学習指導要領の立場は、生活に必要な知識と技能、家庭生活と社会生活、実践的教科等で共通性をつくり、一つの教科としている～教科論の論議のないまま進行している」と述べている。また、朴木佳緒留(神戸大学)は「男女共学家庭科研究の展開(法律文化社)、第2章家庭科における『技術・技能』教育の位置」の中で、「1989年版指導要領により成立した技術・家庭科は、男女同一の取り扱いとなることになった。しかし、家庭科における技術・技能教育についての規定

はなお課題として残されている」と述べている。

- 8) 東京都内A区が平成10年1月に集計した結果では、区内39校中19校(49%)がカリキュラムを二重にしている。そのうち、完全に男子は技術科のカリキュラム、女子は家庭科のカリキュラムとしているのは、13校(33%)であった。
- 9) 昭和37～46年度、および昭和47～55年度の学習指導要領において3-3-3であった。その後、昭和56～平成4年度は2-2-3、平成5年度以降の現行学習指導要領では2-2-2～3となった。
- 10) 「家庭科、なぜ女だけ!家庭科の男女共修をすすめる会の歩み(家庭科の男女共修をすすめる会編、ドメス出版)」, 「男女共学のための家庭科展開事例集(一橋出版)」など
- 11) 平成56～平成4年度の学習指導要領に、7領域以上履修する中で、男子は家庭系列から1領域以上、女子は技術系列から1領域以上履修する「相互乗り入れ」が取り入れられた。
- 12) 昭和54年12月第34回国際連合総会で採択され、日本は55年7月に署名。59年の「国籍法改正」、60年の「男女雇用機会均等法の制定」、「家庭科教育の見直し」などの条件整備を経て、昭和60年7月によく国内でも発効した。条約締結国は、条約発効から1年以内と、その後少なくとも4年ごとに、条約の実施のために取った措置と措置による進歩に関して、国連事務総長に報告書を提出し、女子差別撤廃委員会による検討を受ける。
- 13) 教育現場で技術科、家庭科を担当する教員からは、「女子に木工をやらせたら、男子以上に素晴らしい作品を作った」、「調理実習では、男子の方が手際がいい」などの声が相次いでいる。これらの状況を、そのまま定量化することはできないが、とりわけ性差を学習状況に関連づけられないことは、容易に理解できる。
- 14) 平成9年4月に、ある民間の教育研究所が、義務教育に対する保護者と教員の意識調査の結果を報告している。この中の技術・家庭科では、保護者が「中学生のうちにしっかりと身につけさせたい」と思う割合が、金属加工、機械、被服、保育領域で20%以下となり、50%を越えた領域は、情報基礎、家庭生活、食物のみであった。
- 15) 国立教育研究所の学校カリキュラム研究会が、教育内容の厳選について調査したところ、中学校で今後縮減するのもやむを得ない教科として、社会、国語・数学、技術・家庭科の順に指摘が多かった。特に、自分の担当する教科をあげた教員の割合が多かったのは、社会科(60.4%)について技術・家庭科(45.0%)であった。その理由は、「必ずしも学校で指導しなくてもよい内容を含んでいるから」がもっとも多かった。